

売却区分番号	273301	入札日時	令和2年10月19日(月)午後2時00分	
		開札日時	令和2年10月19日(月)午後2時30分	
見積価額	1,060,000円		公売保証金	110,000円

公売財産の表示

物件1(土地の表示)

所在 高知県宿毛市萩原
地番 4679番
地目 宅地
地積 247.93㎡

物件2(土地の表示)

所在 高知県宿毛市萩原
地番 4681番
地目 宅地
地積 161.98㎡

物件3(建物の表示)

所在 高知県宿毛市萩原
家屋番号 4681番
種類 居宅
床面積 1階 80.19㎡ 2階 58.28㎡

物件4(未登記)

所在 高知県宿毛市萩原
家屋番号 4679番
種類 便所
床面積 6.61㎡

公売財産の写真



※白線は目安であり、境界を保証するものではありません。

その他公売財産に関する情報

【基本情報】

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
- ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
- ③本公売財産に関する表示事項（情報）は当機構が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
- ④所在地
高知県高知県宿毛市萩原4679番、4681番
- ⑤交通、最寄駅など
土佐くろしお鉄道宿毛線「東宿毛」駅から道路距離約930m
ローソン 宿毛中央七丁目店から道路距離約390m
宿毛市役所から道路距離約260m
宿毛高校から道路距離約320m
- ⑥現況
当該物件は、市街地に位置する宅地及び居宅。
物件3の居宅については、経年劣化により使用に耐えることができないと判断しています。
物件4の便所と思わしき建物については、未登記となっています。
敷地内動産及び未登記物件については、所有者より所有権放棄の申し出があります。
- ⑦下見会（現地案内）について
ご希望の方は下見希望の日の前日までに、当機構宛に参加予約のご連絡をお願いします。

【土地の情報】

- ①地目及び地積
【宅地】 409.91平方メートル（登記数量）
※地籍測量を行った場合、地籍が増減する可能性が否めません（境界未確定のため確実ではありません。）
- ②行政的条件
都市計画区域内
第一種住居地域
建蔽率60%、容積率200%
- ③形状・地勢
一部凹んでいるが概ね長方形
- ④利用状況（現況地目）
宅地（所有者は現住していない）
- ⑤接面街路
約2mの市道と接面。
- ⑥隣接地の状況
西方：市道、東方、南方、北方：住居
- ⑦占有状況
占有されていない
- ⑧埋蔵文化財の有無及びその状態等
対象不動産は文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。
- ⑨土壌汚染の有無及びその状態等
土壌汚染対策法に規定される調査指定地域非該当。
- ⑩特記事項
自然的災害・公害・危険・嫌悪施設等は特にありません。
上下水道共に詳細不明。詳しくは宿毛市水道課へお問い合わせください。
電気については、四国電力株式会社へお問い合わせください。

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うこととなります。
なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④本公売における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。
公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付して下さい。
※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑤見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑥最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑦落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
※買受人とならなかった方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑧買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。
納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
- ⑨公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- ⑩買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- ⑪権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
- ⑫その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑬公売公告の内容は、幡多租税債権管理機構事務所にて閲覧できます。
- ⑭公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑬の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。